

奥州市建設関連業務の委託契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領新旧対照表

改 正 後	現 行																																																																																																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び水道施設建設コンサルタント業務(管路・構造物)の委託に関する契約(以下「建設関連業務委託契約」という。)について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、別表第1に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、設計額算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額を基に、奥州市財務規則(平成18年規則第57号)第116条に規定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、別表第1に掲げる業務区分ごとに、設計額に同表⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とする。</p> <p>2 設計担当者は、設計担当者以外の職員から確認を受けた上で、設計額の基礎となった額を建設関連業務最低制限価格算出連絡票(様式第1号)により契約担当者へ報告するものとする。</p> <p>3 前項の規定により、契約担当者が建設関連業務最低制限価格算出連絡票を受領した場合は、契約担当者以外の職員から確認を受けるものとする。</p> <p>附 則(令和2年8月20日決裁)</p> <p>この要領は、令和2年9月1日以降に入札指名する契約から適用する。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤(下限)</th> <th>⑥(上限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地質調査業務</td> <td>直接調査費の額</td> <td>間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</td> <td>諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</td> <td>解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</td> <td>3分の2</td> <td>10分の8.5</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>建築関係建設コンサルタント業務</td> <td>直接人件費の額</td> <td>諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</td> <td>技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</td> <td>特別経費の額</td> <td>10分の6</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)	略	略	略	略	略	略	略	地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	特別経費の額	10分の6	10分の8	略	略	略	略	略	略	略	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び水道施設建設コンサルタント業務の委託に関する契約(以下「建設関連業務委託契約」という。)について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、別表第1に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、設計額算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額を基に、奥州市財務規則(平成18年規則第57号)第116条に規定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤(下限)</th> <th>⑥(上限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地質調査業務</td> <td>直接調査費の額</td> <td>間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</td> <td>解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</td> <td>諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</td> <td>3分の2</td> <td>10分の8.5</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>建築関係建設コンサルタント業務</td> <td>直接人件費の額</td> <td>特別経費の額</td> <td>技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</td> <td>諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</td> <td>10分の6</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)	略	略	略	略	略	略	略	地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8	略	略	略	略	略	略	略
業務区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)																																																																																													
略	略	略	略	略	略	略																																																																																													
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5																																																																																													
略	略	略	略	略	略	略																																																																																													
略	略	略	略	略	略	略																																																																																													
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	特別経費の額	10分の6	10分の8																																																																																													
略	略	略	略	略	略	略																																																																																													
業務区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)																																																																																													
略	略	略	略	略	略	略																																																																																													
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5																																																																																													
略	略	略	略	略	略	略																																																																																													
略	略	略	略	略	略	略																																																																																													
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8																																																																																													
略	略	略	略	略	略	略																																																																																													

改正後

現 行

様式第1号

建設関連業務最低制限価格算出連絡票

業務名：

担当課名：

担当者名：

業務区分	内訳	金額(円)	備考
測量業務	設計額(税抜き)		
	直接測量費の額		
	測量調査費の額		
	諸経費の額		
地質調査業務	設計額(税抜き)		
	直接調査費の額		
	間接調査費の額		
	諸経費の額		
	解析等調査業務費の額		
補償関係コンサルタント業務	設計額(税抜き)		
	直接人件費の額		
	直接経費の額		
	その他原価の額		
	一般管理費等の額		
土木関係建設コンサルタント業務	設計額(税抜き)		
	直接人件費の額		
	直接経費の額		
	その他原価の額		
	一般管理費等の額		
建築関係建設コンサルタント業務	設計額(税抜き)		
	直接人件費の額		
	諸経費の額		
	技術料等経費の額		
	特別経費の額		
水道施設建設コンサルタント業務(管路・構造物)	設計額(税抜き)		
	直接人件費の額		
	直接経費の額		
	その他原価の額		
	一般管理費等の額		

財政課

担当課

奥州市建設関連業務の委託契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領新旧対照表

改正後

現行

確認者印	確認者印	担当者印